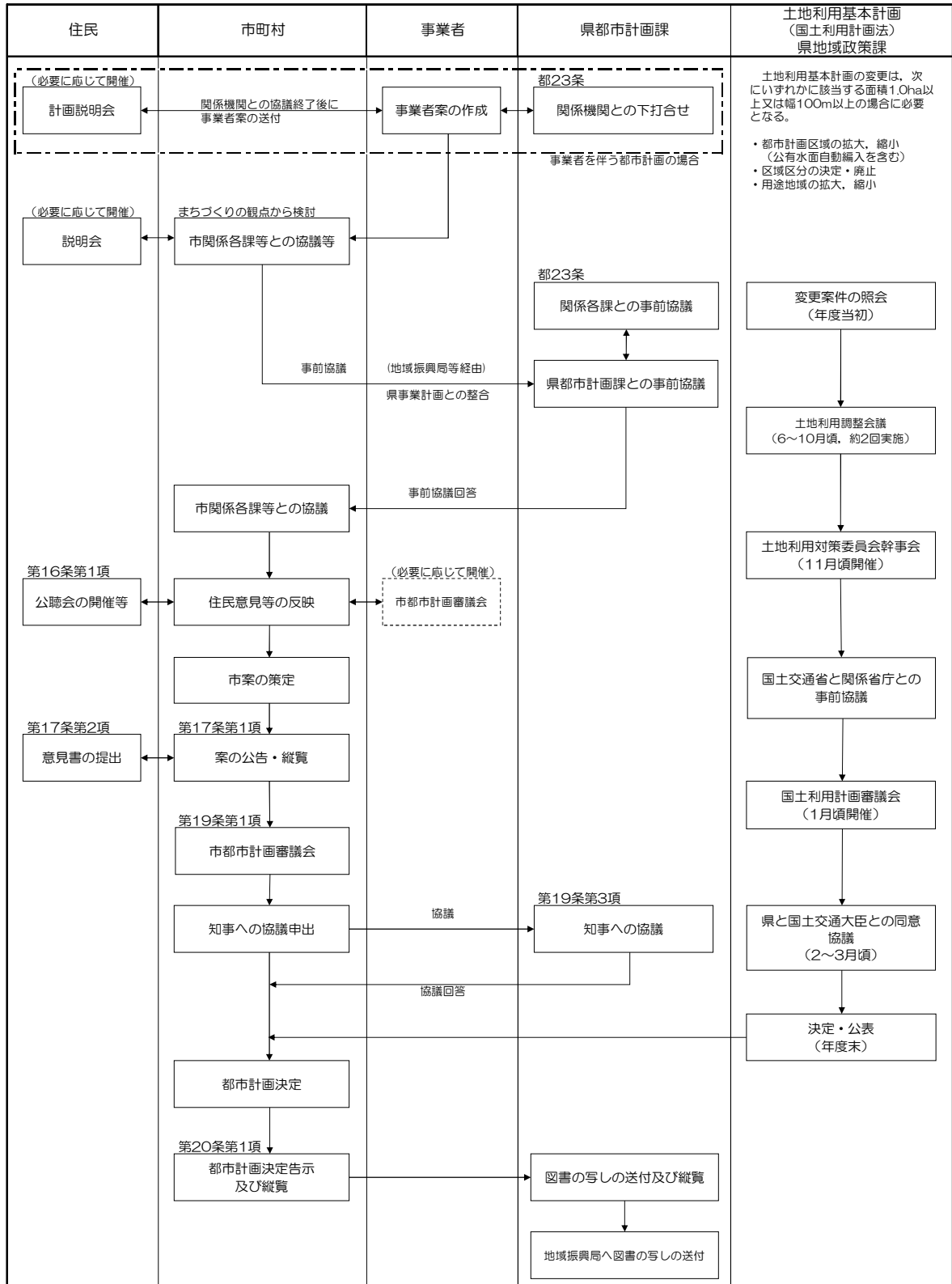
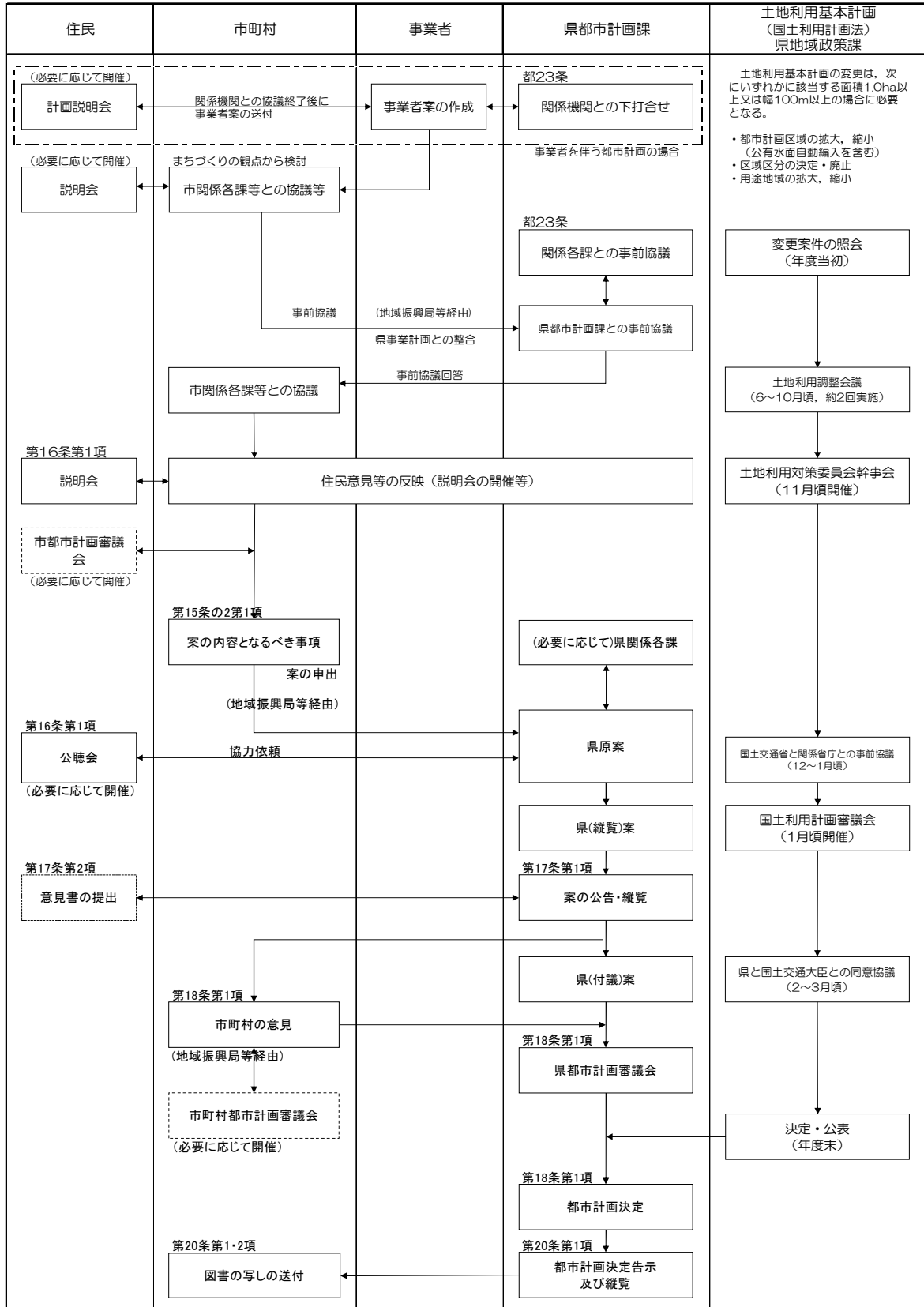


1 地域地区の決定及び変更の手続き

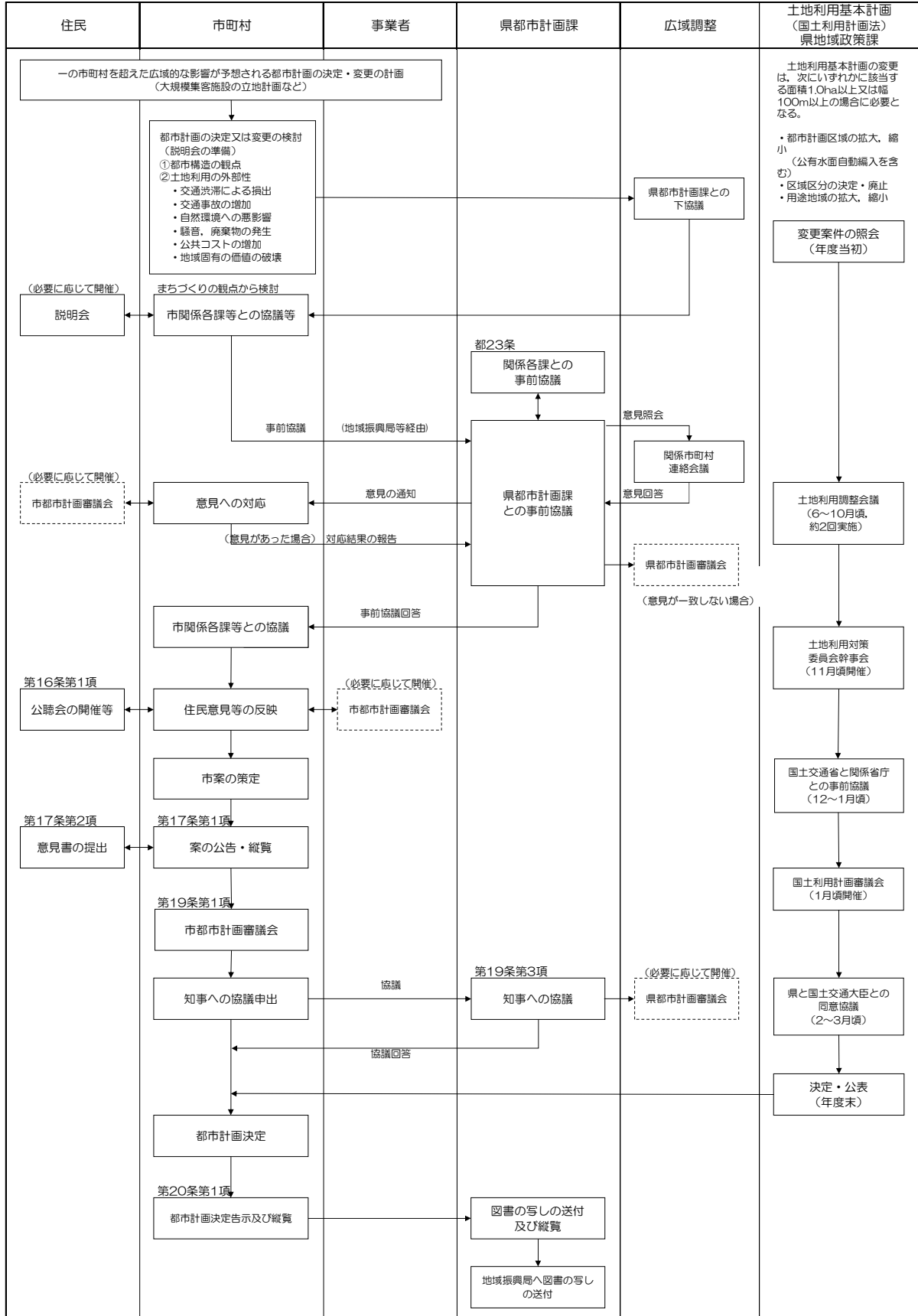
(1) 市町村が定める都市計画の決定及び変更の手続



(2) 県が定める都市計画の決定及び変更の手続(大臣同意不要の場合)



(3) 市町村が定める都市計画の決定及び変更の手続(広域調整の必要がある場合)



2 手続きに係る様式（市町村が定める都市計画）

(1) 都市計画の事業者案の送付

事業者案の送付は、事業者が、市町村が定める都市計画の案の内容となるべき事項を作成し、市町村へ送付する際に行うものです。

なお、事業者は、公安委員会等との協議、農政等との土地利用上の協議等が完了したうえで、市町村へ送付することとします。

(ア) 送付

	第 号 令和 年 月 日
○○市（町）長 殿	事業者の長 印
○○都市計画○○の決定（変更）の事業者案について（送付）	
標記について、○○市（町）の定める都市計画の案の内容となるべき事項を作成しましたので、送付します。	

(イ) 回答

	第 号 令和 年 月 日
事業者の長 殿	○○市（町）長 印
○○都市計画○○の決定（変更）の事業者案について（回答）	
令和 年 月 日付第 号で送付のあった標記の件につきましては、○○市（町）の定める都市計画の案となるべき事項として取り扱うことといたします。 つきましては、今後の都市計画の手続きに必要な協力をお願いします。	

(2) 都市計画の決定等の事前協議

事前協議手続は、都市計画の事務処理を円滑に進めるため、都市計画の案の公告・縦覧、都市計画審議会への付議等法令上必要とされている都市計画手続を開始する以前の段階におけるものです。(法第 19 条第3項に規定される鹿児島県知事の協議または同意が必要な都市計画についてのみ)

(ア) 協議

○○第	号
令和 年 月 日	
鹿児島県土木部都市計画課長 殿	○○市（町）都市計画主管課長 印
○○都市計画○○の決定（変更）について（事前協議）	
<p>標記について、都市計画法第 19 条第 3 項（第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 3 項）の協議を行う（同意を得る）予定ですが、都市計画決定事務を円滑に処理するため、あらかじめ鹿児島県の意見を伺います。</p> <p>なお、鹿児島県の回答については、都市計画決定事務を円滑に処理するため文書にて行われるようお願いします。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 都市計画の種類 2. 都市計画の名称（名称を定めない場合は不要） 3. 都市計画を決定（変更）する土地の区域 	
(添付書類)	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 計画書 2. 総括図 3. 計画図 4. その他参考資料 	

※ 事前協議については、関係地域振興局等経由で行うものとします。

※ 特別の調整を要する関係機関については、市町村発案の場合は市町村が、事業者発案の場合は事業者が、事前に協議・調整等を行ったうえで事前協議を行うこととします。

(イ) 回答

回答は、県都市計画課において、県庁内関係課等との下協議を行ったうえで行うこととします。

	○○第 号
	令和 年 月 日
○○市（町）都市計画主管課長 殿	鹿児島県土木部都市計画課長 印
○○都市計画○○の決定（変更）について（事前協議回答）	
<p>令和 年 月 日付け第 号で協議のあった標記の件については、異存はありません。</p> <p>なお、この回答は、回答の後に行われる市町村都市計画審議会への付議等の法に基づく手続きによって都市計画の案が変更されることを妨げる趣旨でないことに留意してください。</p>	

(ウ) 進達（地域振興局等）

	令和 年 月 日
都市計画課長 殿	○○地域振興局（支庁）建設部長
○○都市計画○○の決定（変更）の事前協議について（進達）	
<p>このことについて、別添のとおり○○市（町）から協議書が提出されましたので、下記意見を付して進達します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画の種類 2 都市計画の名称（名称を定めない場合は不要） 3 都市計画を決定（変更）する土地の区域 4 内容に対する意見 	

※ 関係地域振興局等は、市町村から協議の申し出があった際には、振興局等の事業、方針に齟齬がないか確認のうえ、県都市計画課へ進達するものとします。

。

(3) 都市計画審議会への付議

都市計画審議会への付議は、都市計画法第19条第1項の規定に基づき行うものです。

	〇〇第	号
	令和	年 月 日
〇〇市（町）都市計画審議会		
会長 〇〇 〇〇 殿		
	〇〇市（町）長 〇〇〇〇	印
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）について（付議）		
このことについて、都市計画法第19条第1項（第21条第2項において準用する同法第19条第1項）の規定により、貴審議会へ付議します。		
なお、同法第19条第2項（同法第21条第2項において準用する同法第19条第2項）の規定に基づく意見書は提出されませんでした。（〇件提出されました。）		

(4) 都市計画の協議の申出

法第19条第3項に規定される鹿児島県知事の協議又は同意が必要な都市計画についてのみ

(ア) 協議申出

	〇〇第	号
	令和	年 月 日
鹿児島県知事 殿		
〇〇市(町)長 印		
〇〇都市計画〇〇の決定(変更)について(協議)		
<p>標記について、都市計画法19条第3項(第21条第2項の規定において準用する同法第19条第3項)の規定により、協議を申し出ます。</p>		
記		
<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画の種類 2 都市計画の名称(名称を定めない場合は不要) 2 都市計画を決定(変更)する土地の区域 		
(添付書類)		
<ol style="list-style-type: none"> 1 計画書 2 総括図 3 計画図 4 〇〇市(町)都市計画審議会の答申の写し 5 都市計画の策定の経緯の概要 6 その他参考資料 		

※ 計画書・総括図・計画図については事前協議時と内容が同一の場合は省略しても差し支えありません。

(イ) 添付図書の変更がない旨を証明する文書

協議を行う際、事前協議時と内容が同一である場合は、下記の文書を添付するものとします。事前協議時と内容が異なる場合は、再縦覧等の手続きのやり直しを含め個別に検討します。

	〇〇第	号
	令和	年 月 日
鹿児島県知事 殿		
	〇〇市（町）長	印
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の協議申出に係る添付書類について		
令和 年 月 日付け〇〇第 号の申請に係る計画書、総括図及び計画図は、令和 年 月 日付け〇〇第 号で申請を行った事前協議の際に提出した図書と変更がないことを証明します。		

(ウ) 回答

回答は、都市計画法第19条第3項（第21条第2項の規定において準用する同法第19条第3項）の規定に基づき、市町村から県知事に対し協議があった際に行う回答です。

都計第	号
令和 年 月 日	
〇〇市（町）長 殿	鹿児島県知事 印
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）について（回答）	
令和 年 月 日付け〇〇第 号で協議のあった標記の件については、異存はありません。	

(土地利用基本計画を変更する都市計画の場合)

都計第	号
令和 年 月 日	
〇〇市（町）長 殿	鹿児島県知事 印
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）について（回答）	
令和 年 月 日付け〇〇第 号で協議のあった標記の件については、異存はありません。	
なお、都市計画手続を進めるに当たっては、下記に留意してください。	
記	
都市計画法第19条第1項（第21条第1項）の都市計画の決定（変更）は、国土利用計画法第9条第1項に基づき県が策定する土地利用基本計画の決定以後に行うこととなります。	

(5) 図書の写しの送付

告示及び図書の写しの送付は都市計画法第20条第1項（第21条第2項の規定に基づき準用する同法第20条第1項）の規定に基づき行うものです。

また、決定図書の縦覧は都市計画法第20条第2項（第21条第2項の規定に基づき準用する法第20条第2項）の規定に基づき行うものです。

(ア) 図書の写しの送付

	○○第	号
	令和	年 月 日
鹿児島県知事 殿		
	○○市（町）長	印
○○都市計画○○の決定（変更）の図書の写しについて（送付）		
<p>都市計画法第19条第1項（第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項）の規定により、次の都市計画を決定（変更）したので、同法第20条第1項（同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項）の規定により、それらの図書の写しを送付します。</p>		
記		
<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画の種類 2 都市計画の名称（名称を定めない場合は不要） 		

※ 図書の写しの送付にあたっては、当該都市計画の決定（変更）の告示の写しを添付することとします。

(6) 図書の写しの縦覧及び地域振興局への送付

縦覧については、都市計画法第20条第2項(第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項)の規定による縦覧です。

(ア) 図書の写しの縦覧

<p>鹿児島県告示 号</p> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項(第21条第2項において準用する同法第20条第1項)の規定により、〇〇市(町)から都市計画の決定(変更)に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項(同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項)の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鹿児島県知事 〇〇 〇〇</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画の種類及び名称(名称を定めない場合は名称は不要) 2 関係図書の縦覧場所

(イ) 地域振興局への送付

<p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>〇〇地域振興局建設部長 殿</p> <p style="text-align: right;">都市計画課長</p> <p style="text-align: center;">〇〇都市計画〇〇の決定(変更)について(送付)</p> <p>このことについて、〇〇市(町)から令和 年 月 日付け〇〇第 号で図書の写しが送付されましたので、計画決定後の措置等について、〇〇市(町)への助言等をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画の種類 2 都市計画の名称(名称を定めない場合は不要) 3 都市計画を決定(変更)した土地の区域

3 手続に係る様式（県が定める都市計画）

(1) 都市計画の事業者案の送付

事業者案の送付は、事業者が、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を作成し、都市計画決定権者である県へ送付する際に行うものです。

事業者は、公安委員会等との協議、農政等との土地利用上の協議等が完了したうえで、県へ送付することとします。

なお、市町村が事業者の場合は、市町村の都市計画担当部局へ送付することとします。

(ア) 送付

番 令和 年 月 日	号 日
鹿児島県知事 殿	事業者の長 印
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の事業者案について（送付）	
<p>標記について、事業者案を作成したので、都市計画決定権者である県へ送付します。 つきましては、都市計画決定の手続きを進めていただきますようお願いします。</p>	

(イ) 回答

都計番 令和 年 月 日	号 日
事業者の長 殿	鹿児島県知事 印
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の事業者案について（回答）	
<p>令和 年 月 日付第 号で送付のあった標記の件につきましては、県の定める都市計画として都市計画の手続きを進めることとします。 つきましては、今後の都市計画の手続きに必要な協力をお願いします。</p>	

(ウ) 市町村への協力依頼

	都計第	号
	令和 年 月	日
〇〇市（町）都市計画主管課長 殿		
	鹿児島県土木都市計画課長	印

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の事業者案について（依頼）

県が定める都市計画である標記については、貴市（町）に与える影響が大きいことから、まちづくりの主体である貴市（町）においても内容を検討いただくため、事業者が作成した案を送付します。

つきましては、当該案を貴市（町）のまちづくりの観点から検討していただき（関係各課等との協議、住民意見等も踏まえて下さい。）、都市計画法第15条の2第1項に規定する、県の定める都市計画の内容となるべき事項を申し出てくださいようお願いします。

(2) 都市計画の決定等の事前協議

事前協議手続は、都市計画の事務処理を円滑に進めるため、都市計画の案の公告・縦覧、都市計画審議会への付議等法令上必要とされている都市計画手続を開始する以前の段階におけるものです。(法第19条第3項に規定される鹿児島県知事の協議が必要な都市計画についてのみ)

(ア) 事前協議

番	号
令和	年 月 日
鹿児島県土木部都市計画課長 殿	〇〇市(町)都市計画主管課長 印
〇〇都市計画〇〇の決定(変更)について(事前協議)	
<p>下記の都市計画について、案を作成したので、あらかじめ審査下さるよう協議します。 なお、鹿児島県の回答については、都市計画決定事務を円滑に処理するため文書にて行われるようお願いします。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画の種類 2 都市計画の名称(名称を定めない場合は不要) 3 都市計画を決定(変更)する土地の区域 (添付書類) <ol style="list-style-type: none"> 1 計画書 2 総括図 3 計画図 4 その他参考資料 	

※ 事前協議については、関係地域振興局等経由で行うものとします。

※ 特別の調整を要する関係機関については、市町村発案の場合は市町村が、事業者発案の場合は事業者が、事前に協議・調整等を行ったうえで事前協議を行うこととします。

(イ) 回答

回答は、県都市計画課において、県庁内関係課等との協議を行ったうえで行うこととします。

また、あわせて都市計画法第15条の2第2項の規定に基づく市町村関係機関との協議及び法第16条第1項の規定に基づく住民意見等の集約を協力依頼します。

	都計番 令和 年 月 日
○○市（町）都市計画主管課長 殿	鹿児島県土木部都市計画課長
○○都市計画○○の決定（変更）について（事前協議回答）	
令和 年 月 日付け第 号で協議のあった標記の件については、異存はありません。	
なお、この鹿児島県の回答は、回答の後に行われる手続により、都市計画の案が変更されることを何ら妨げる趣旨でないことに留意してください。	
また、都市計画法第15条の2第1項の規定に基づき、県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出るにあたっては、当該都市計画が個人の権利等の制限を伴うことに鑑み、貴市（町）における関係機関及び住民の意見等を集約したうえで申し出ていただきますようお願いいたします。	

(ウ) 進達(地域振興局等)

	令和 年 月 日
都市計画課長 殿	○○地域振興局建設部長
○○都市計画○○の決定（変更）の事前協議について（進達）	
このことについて、別添のとおり○○市（町）から協議書が提出されましたので、下記意見を付して進達します。	
記	
1 都市計画の種類 2 都市計画の名称（名称を定めない場合は不要） 3 都市計画を決定（変更）する土地の区域 4 内容に対する意見	
以上	

※ 関係地域振興局等は、市町村から協議の申し出があった際には、振興局等の事業、方針に齟齬がないか確認のうえ、県都市計画課へ進達するものとします。

(3) 都市計画の案の内容となるべき事項の申し出

案の申出は、法第15条の2第1項の規定に基づき、市町村が都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出る場合に行うものです。

(ア) 申出

	番 令和 年 月 日	号 日
鹿児島県知事 殿		
		〇〇市(町)長 印
〇〇都市計画〇〇の指定(変更)について(申出)		
<p>標記について、都市計画法第15条の2第1項の規定により、県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ます。</p>		
記		
<ol style="list-style-type: none"> 1 計画書 2 総括図 3 計画図 4 都市計画の策定の経緯の概要 5 その他参考資料 		

※ 案の内容となるべき事項の申し出については、関係地域振興局等経由で行うものとします。

(イ) 添付図書の変更がない旨を証明する文書

案の内容となるべき事項を申し出る際、事前協議回答時との差異について、下記の文書を添付するものとします。

【変更ない場合】

	都計第	号
	令和	年 月 日
鹿児島県知事 殿		
	〇〇市(町)長	印
〇〇都市計画〇〇の決定(変更)の協議申出に係る添付書類について		
令和 年 月 日付け〇〇第 号の申出に係る図書は、令和 年 月 日付け都計第 号の事前協議回答時の図書と変更がないことを証明します。		

【変更ある場合】

	都計第	号
	令和	年 月 日
鹿児島県知事 殿		
	〇〇市(町)長	印
〇〇都市計画〇〇の決定(変更)の協議申出に係る添付書類について		
令和 年 月 日付け〇〇第 号の申出に係る図書は、令和 年 月 日付け都計第 号の事前協議回答時から次の図書を変更しています。		

(ウ)進達(地域振興局等)

都市計画課長 殿	令和 年 月 日 ○○地域振興局建設部長
○○都市計画○○の決定(変更)の申し出について(進達)	
<p>このことについて、別添のとおり○○市(町)から県の定める都市計画の案の内容となるべき事項の申出がありましたので、下記意見を付して進達します。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画の種類 2 都市計画を定める(変更する)土地の区域 3 内容に対する意見 	

※関係地域振興局等は、市町村から協議の申出があった際には、振興局等の事業、方針に齟齬がないか確認のうえ、県都市計画課へ進達するものとします。

(4) 県原案の策定

県原案は、都市計画法第16条第1項に規定される公聴会の開催にあたっての案となるものです。県原案の策定にあたっては、下記により意志決定するものとします。

(起案例)	○○都市計画○○の決定(変更)のについて(伺い)
<p>このことについて、都市計画法第15条の2第1項の規定に基づき○○市(町)より県の定める都市計画の案の内容となるべき事項の申し出があったため、申し出の内容を踏まえた上で、別案を県原案としてよろしいか。</p>	

※公聴会を開催しない場合は、(6) 案の縦覧に供する県案の策定(ケース4)による。

(5) 公聴会の開催等

ア 公聴会

公聴会は、都市計画法第16条第1項の規定に基づき、県において開催するものです。

(ア) 開催の決定

(起案例)

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に関する公聴会の開催について（伺い）

下記の都市計画の案について、都市計画法第16条第1項の規定により、地域住民の意見を聴取するため、下記のとおり公聴会を開催してよろしいか。

記

- 1 〇〇都市計画〇〇
- 2 日時，場所

(イ) 開催の公告等

(起案内容)

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に関する公聴会の開催について（伺い）

下記の都市計画の案に関する都市計画の案に係る公聴会について、「別案1」により公告し、「別案2」により関係市町長に図書の見覧を依頼し、「別案3」により見覧及び公告の掲示を依頼してよろしいか。

記

- 1 〇〇都市計画〇〇
- 2 日時，場所

「別案1」

鹿児島県告示 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 ○○ ○○

- 1 日時 令和 年 月 日（ ）午前（午後）○時から
- 2 場所 ○○○○
- 3 公聴会において意見を聞こうとする都市計画の案の概要
○○都市計画○○
（次のとおり）
- 4 公述の申し出
 - （1）公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）を令和 年 月 日までに、鹿児島県土木部都市計画課（鹿児島市鴨池新町10番1号）に到着するように提出すること。
 - （2）知事は、公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定して、その者に通知する。
- 5 公聴会に関する問い合わせ先
鹿児島県土木部都市計画課（電話番号）
関係する県の出先機関名（電話番号）
関係する市町村○○課（電話番号）

(参考例)

別記様式

公 述 申 出 書

鹿児島県知事 ○○ ○○ 殿

私は、令和 年 月 日に開催される○○都市計画○○の決定（変更）に関する公聴会において、次の意見の要旨及びその理由のとおり公述したいので申し出ます。

令和 年 月 日

郵便番号

住 所

電話番号

氏 名

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

「別案2」

都計第 号
令和 年 月 日

○○市（町）長 殿

鹿児島県知事

○○都市計画○○の決定（変更）に関する公聴会の開催について（通知）

このことについて、都市計画法第16条第1項の規定により、住民の意見を聴するため公聴会を開催しますので、開催公告を貴市（町）の掲示板等へ掲示し、下記の期間、関係図書を住民の縦覧に供して下さるようお願いいたします。

記

1 縦覧期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までのそれぞれの日（県の休日を除く）

2 関係図書

○○都市計画○○の決定（変更）

「別案3」

令和 年 月 日

県の出先機関の長 殿

都市計画課長

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に関する公聴会の開催について（通知）

このことについて、都市計画法第16条第1項の規定により、住民の意見を聴するため公聴会を開催しますので、開催公告を貴事務所の掲示板等へ掲示し、下記の期間、関係図書を住民の縦覧に供して下さるようお願いいたします。

記

1 縦覧期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までのそれぞれの日（県の休日を除く）

2 関係図書

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）

(ウ) 公聴会での意見に対する意見照会

ア 公聴会開催後は、意見の要旨をとりまとめのうえ、意見に対する市町村及び関係地域振興局等の見解を意見照会します。

都計第	号	令和	年	月	日
〇〇市(町)長 殿					
鹿児島県土木部都市計画課長					
〇〇都市計画〇〇の決定(変更)における公述に対する見解について(照会)					
このことについて、令和 年 月 日に公聴会を開催したところ、別紙のとおり公述がありました。					
つきましては、令和 年 月 日までに、この公述に対する貴市(町)の見解を提出くださるようお願いします。					

令和 年 月 日					
出先機関の長 殿(各通)					
都市計画課長					
〇〇都市計画〇〇の決定(変更)における公述に対する見解について(照会)					
このことについて、令和 年 月 日に公聴会を開催したところ、別紙のとおり公述がありました。					
つきましては、令和 年 月 日までに、この公述に対する貴事務所の見解を提出くださるようお願いします。					

都計第 号					
平成 年 月 日					
事業者の長 殿					
鹿児島県土木部都市計画課長 印					
〇〇都市計画〇〇の決定(変更)における公述に対する見解について(照会)					
このことについて、令和 年 月 日に公聴会を開催したところ、別紙のとおり公述がありました。					
つきましては、令和 年 月 日までに、この公述に対する事業者の見解を提出下さるようお願いします。					

イ 見解に対する意見照会

市町村及び地域振興局等の見解をとりまとめたうえで見解を作成することとなりますが、必要に応じて県庁内各課へ見解の内容について照会します。

令和 年 月 日

関係課長 殿

都市計画課長

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）における公述に対する見解について（照会）

このことについて、令和 年 月 日に公聴会を開催したところ、別紙のとおり公述があり、〇〇市（町）、及び〇〇地域振興局に照会のうえ見解（案）をとりまとめました。

つきましては、貴課の所管する事務に照らし、令和 年 月 日までに、見解に対する貴課の意見を提出くださるようお願いいたします。

(6) 案の縦覧に供する県案の策定

県(縦覧)案は、都市計画法第17条第1項の規定に基づく縦覧に供する都市計画の案となるものです。

県(縦覧)案の策定にあたっては、下記によることとします。

(起案例)

〇〇都市計画〇〇の決定(変更)について(伺い)

(ケース1：公聴会が中止となった場合)

このことについて、都市計画法第16条第1項及び鹿児島県都市計画公聴会規則の規定に基づき公聴会を公告したところ、意見発表者がいなかったため、別添県原案を都市計画法第17条第1項に規定される縦覧に供する県案としてよろしいか。

(ケース2：公聴会を開催した結果、案を修正しない場合)

このことについて、都市計画法第16条第1項及び鹿児島県都市計画公聴会規則の規定に基づき公聴会を開催したところ、〇〇人の公述があり、意見について関係機関との協議を行い検討した結果、別案を県の見解としてよろしいか。

また、別添県原案を都市計画法第17条第1項に規定される縦覧に供する県案としてよろしいか併せて伺います。

(ケース3：公聴会を開催した結果、案を修正する場合)

このことについて、都市計画法第16条第1項及び鹿児島県都市計画公聴会規則の規定に基づき公聴会を開催したところ、〇〇人の公述があり、意見について関係機関との協議を行い検討した結果、別案を県の見解としてよろしいか。

また、検討の結果、県原案を見直すこととし、別添を都市計画法第17条第1項に規定される縦覧に供する県案としてよろしいか。

(ケース4：公聴会を開催しない場合)

このことについて、都市計画法第15条の2第1項の規定に基づき、〇〇市(町)より県の定める都市計画の案の内容となるべき事項の申出があったため、申出の内容を踏まえた上で、別案を都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項に規定される縦覧に供する県案としてよろしいか。

(7) 案の縦覧及び市町村への意見聴取

案の縦覧は、都市計画法第17条第1項に規定に基づき行うものです。

また、意見聴取は、都市計画法第18条第1項の規定に基づき関係する市町村の意見を聴取するものです。

ア 縦覧及び意見聴取

(起案例)

〇〇都市計画〇〇の決定(変更)の縦覧について(伺い)

〇〇都市計画〇〇の決定(変更)に係る都市計画法第17条第1項(第21条第2項において準用する同法第17条第1項)の規定に基づき、別案1により公告し、別案2により公衆の縦覧に供し、別案3及び別案4により〇〇市(町)長及び〇〇地域振興局建設部長等に案の縦覧を依頼し、同法第18条第1項(第21条第2項において準用する同法第18条第1項)の規定に基づき、別案5により〇〇市(町)に意見を求め、別案6により〇〇地域振興局建設部長等に〇〇市(町)の意見の進達を依頼してよろしいか。

「別案1」

鹿児島県告示 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項(第21条第2項において準用する同法第18条第1項)の規定により都市計画を決定(変更)したいので、同法第17条第1項(同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項)の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇

- 1 都市計画の種類 (及び名称)
- 2 都市計画を定める(変更する)土地の区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び〇〇地域振興局建設課〇〇課並びに〇〇市町村〇〇課

- 4 縦覧期間及び時間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

「別案2」

〇〇都市計画〇〇に関する縦覧のお知らせ

鹿児島県では、下記のとおり「〇〇都市計画〇〇」の都市計画（変更）案の縦覧を行います。

なお、縦覧いたします都市計画（変更）案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間中に鹿児島県に意見書を提出することができます。

記

- 1 都市計画を定める（変更する）土地の区域
- 2 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
- 3 意見書を提出される方は、意見書に氏名、住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに意見の要旨及びその理由を記載してください。

また、住所又は主たる事務所の所在地が〇〇市でない場合には、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載の上、令和 年 月 日（ ）までに知事あてとして県都市計画課（〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）まで直接持参（午後 5 時 15 分まで）、郵送、電子申請、メール、FAX などで提出してください。

お問い合わせ先

鹿児島県土木部都市計画課 （電話番号）

〇〇地域振興局（又は支庁）建設部〇〇課 （電話番号）

〇〇市（町）〇〇課 （電話番号）

なお、今回縦覧いたします都市計画（案）は、令和 年 月 日の説明会でご説明いたしました内容と同じです。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇

「別案3」

都計第 号

令和 年 月 日

〇〇市（町）長 殿

鹿児島県土木部都市計画課長

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の案の縦覧について（依頼）

このことについて、下記により計画（変更）案について公衆の縦覧に供することとしたのでよろしくお願ひします。

記

- 1 都市計画の種類
- 2 縦覧期間及び時間
- 3 縦覧場所

「別案4」

令和 年 月 日

出先機関の長 殿

都市計画課長

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の案の縦覧について（依頼）

このことについて、下記により計画（変更）案について公衆の縦覧に供することとしたのでよろしくお願ひします。

記

- 1 都市計画の種類
- 2 縦覧期間及び時間
- 3 縦覧場所

「別案5」

番 号
令和 年 月 日

〇〇市（町）長 殿

鹿児島県知事 〇〇〇〇 印

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の案に係る意見について（照会）

下記の都市計画の案（変更案）について、都市計画法第18条第1項（都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定）により、貴市（町）の意見を求めます。

なお、意見については、〇〇地域振興局（又は支庁）建設部を経由して提出してください。

※市町村の回答は、案に対する意見書を踏まえたうえで回答することとします。

※縦覧者名簿及び掲示状況写真もあわせて送付するものとします。

「別案6」

令和 年 月 日

出先機関の長 殿

都市計画課長

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の案に係る意見について（依頼）

このことについて、別紙写しのとおり〇〇市（町）に意見を求めましたので、意見の進達についてよろしくお願いします。

イ 進達(地域振興局等)

	令和 年 月 日
都市計画課長 殿	〇〇地域振興局建設部長
〇〇都市計画〇〇の決定(変更)の案に係る意見について(進達)	
このことについて、別添のとおり〇〇市(町)から別紙のとおり意見聴取に対する回答がありましたので進達します。	

※関係地域振興局等は、市町村から意見聴取に対する回答があった際には、県都市計画課へ進達するものとします。

※縦覧者名簿及び掲示状況写真についても、各地域振興局等及び関係市町村分をとりまとめのうえ、あわせて送付するものとします。

(8) 案の縦覧に際して提出された意見書への対応

意見書が提出された場合は、公聴会における公聴会意見に対する対応に準じて、意見書に対する見解を作成することとします。

ア 意見書に対する意見照会

意見書が提出された際は、意見の要旨をとりまとめのうえ、意見に対する市町村及び関係地域振興局等の見解を意見照会します。

また、事業者がある都市計画については、事業者にも意見照会します。

	都計第 号
	令和 年 月 日
〇〇市(町)長 殿	鹿児島県土木部都市計画課長
〇〇都市計画〇〇の決定(変更)に関する意見書に対する見解について(照会)	
このことについて、都市計画法第17条第2項(都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定)の規定に基づき意見書が提出されました。	
つきましては、令和 年 月 日までに、この意見書に対する貴市(町)の見解を提出くださるようお願いします。	

※本意見照会は、都市計画法第18条第1項の規定に基づく市町村への意見照会とは異なる。

令和 年 月 日

出先機関の長 殿（各通）

都市計画課長

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に関する意見書に対する見解について（照会）

このことについて、都市計画法第17条第2項（都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定）の規定に基づき意見書が提出されました。

つきましては、令和 年 月 日までに、この意見書に対する貴事務所の見解を提出くださるようお願いします。

令和 年 月 日

事業者の長 様

都市計画課長

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に関する意見書に対する見解について（照会）

このことについて、都市計画法第17条第2項（都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定）の規定に基づき意見書が提出されました。

つきましては、令和 年 月 日までに、この意見書に対する事業者の見解を提出くださるようお願いします。

イ 見解に対する意見照会

市町村及び地域振興局等の見解をとりまとめたうえで見解を作成することとなりますが、必要に応じて県庁内各課へ見解の内容について照会します。

令和 年 月 日

関係課長 殿

都市計画課長

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に関する意見書に対する見解について（照会）

このことについて、都市計画法第17条第2項（都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定）の規定に基づき意見書が提出され、〇〇市（町）、〇〇地域振興局及び〇〇（事業者名）に照会のうえ見解（案）をとりまとめました。

つきましては、貴課の所管する事務に照らし、令和 年 月 日までに、見解に対する貴課の意見を提出くださるようお願いします。

(9) 県都市計画審議会に付議する県案の策定

県(付議)案は、都市計画法第18条第1項の規定に基づく県都市計画審議会へ付議する都市計画の案となるものです。

県(付議)案の策定にあたっては、下記によることとします。

(起案例)

〇〇都市計画〇〇の決定(変更)について(伺い)

(ケース1：意見書の提出がない場合)

このことについて、都市計画法第17条第1項(都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定)の規定に基づき案を縦覧に供したところ、同法第17条第2項(都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定)の規定に基づく意見書の提出がなかったことから、縦覧に供した別添県案を県都市計画審議会に付議する県案としてよろしいか。

(ケース2：意見書の提出があり、検討の結果、案を修正しない場合)

このことについて、都市計画法第17条第1項(都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定)の規定に基づき案を縦覧に供したところ、同法第17条第2項の規定(都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定)に基づく〇〇通の意見書の提出があり、意見について関係機関との協議を行い検討した結果、別案を県の見解としてよろしいか。

また、検討の結果、縦覧に供した別添県案を県都市計画審議会に付議する県案としてよろしいか併せて伺います。

(ケース3：意見書の提出があり、検討の結果、案を修正する場合)

このことについて、都市計画法第17条第1項の規定(都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定)に基づき案を縦覧に供したところ、同法第17条第2項(都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定)の規定に基づく〇〇通の意見書の提出があり、意見について関係機関との協議を行い検討した結果、別案を県の見解としてよろしいか。

また、検討の結果、縦覧に供した県案を見直すこととし、別添を県都市計画審議会に付議する県案としてよろしいか併せて伺います。

(10) 県都市計画審議会への付議

都市計画審議会への付議は、都市計画法第18条第1項の規定に基づき行うものです。

	都計第	号
	令和	年 月 日
鹿児島県都市計画審議会 会長 ○○ ○○ 様		
	鹿児島県知事	○○○○ 印
○○都市計画○○の決定（変更）について（付議）		
<p>このことについて、都市計画法第18条第1項（都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項）の規定により貴審議会へ付議します。</p> <p>なお、同法第18条第1項（同法都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項）に規定する○○市（町）の意見は下記のとおりで、同法第17条第2項（同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項）の規定に基づく意見書は提出されませんでした（○件提出されました）。</p>		
記		
○○市（町）の意見		

(11) 都市計画の決定(変更)

都市計画の決定(変更)は、都市計画法第18条第1項の規定により関係市町村の意見、都道府県都市計画審議会の議を経て行います。

(起案例)
○○都市計画○○の決定（変更）について（伺い）
<p>このことについて、都市計画法第18条第1項（都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項）の規定により、関係市町村に意見を求めたところ異議ない旨の回答があり、鹿児島県都市計画審議会に付議したところ原案のとおり承認されたので、当該都市計画を決定（変更）してよろしいか。</p>

(12) 告示、図書の写しの送付及び決定図書の縦覧

告示及び図書の写しの送付は都市計画法第20条第1項(法第21条第2項において準用する法第20条第1項)の規定に基づき行うものです。

また、決定図書の縦覧は都市計画法第20条第2項(法第21条第2項において準用する法第20条第2項)の規定に基づき行うものです。

(起案例)

〇〇都市計画〇〇の決定(変更)について(伺い)

このことについて、都市計画法第18条第1項(第21条第2項において準用する同法第18条第1項)の規定により、都市計画を決定(変更)したので、同法第20条第1項(同法第21条第2項に基づき準用する同法第20条第1項)の規定により告示及び図書の写しの送付、また同法第20条第2項(同法第21条第2項の規定に基づき準用する同法第20条第2項)の規定により図書の写しを縦覧してよろしいか。

なお、決裁のうえは、別案1により告示し、別案2により〇〇市(町)長へ図書の写しを送付し、別案3により〇〇振興局建設部長等へ通知してよろしいか併せて伺います。

「別案1」

鹿児島県告示 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項(第21条第2項において準用する同法第18条第1項)の規定により、次の都市計画を決定(変更)した。

なお、当該都市計画の図書を同法第20条第2項(同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項)の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇

- 1 都市計画の種類
- 2 都市計画を決定(変更)した土地の区域

C-38

「別案2」

都計第 号
令和 年 月 日

〇〇市（町）長 殿

鹿児島県知事

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に係る図書の写しについて（送付）

〇〇都市計画〇〇について、令和 年 月 日付け鹿児島県告示第 号で決定（変更）の告示をしたので、都市計画法第20条第1項（都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項）の規定により、同法第14条第1項に規定する図書の写しを送付します。

については、都市計画法第20条第2項（同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項）及び同法施行規則第12条の規定により、当該図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公報その他の手段により公告してください。

C-39

「別案3」

令和 年 月 日

出先機関の長 殿

土木部長

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）について（通知）

下記の都市計画については、令和 年 月 日付け鹿児島県告示第 号で決定（変更）したので通知します。

記

1 都市計画の種類

4 手続に係る様式(広域調整)

(1) 下協議

広域調整の対象となる都市計画の決定又は変更を行う市町村(以下、「立地市町村」という。)は、「競争抑制的な土地利用制限の排除について 広域的都市機能の適正立地評価ガイドライン」(平成19年6月1日付け国都計第27号)等に基づき評価し、その結果及び説明資料を添えて、県と下協議を行う。

また、立地市町村は下協議の結果を受け、都市計画の素案を作成し、県と事前協議を行う。

(ア) 協議

○○第	号
令和 年 月 日	日
鹿児島県土木部都市計画課長 殿	(立地市町村) ○○市(町) 都市計画主管課長 印
○○都市計画○○の決定(変更)に伴う都市計画の広域調整について(協議)	
<p>標記について、都市計画法第19条第3項(第21条第2項の規定において準用する同法第19条第3項)の協議を行う予定ですが、都市計画決定事務を円滑に処理するため、同法第19条第4項の広域調整について、あらかじめ鹿児島県の意見を伺います。</p> <p>なお、鹿児島県の回答については、都市計画決定事務を円滑に処理するため文書にて行われるようお願いします。</p>	
記	
1. 都市計画の種類	
○○都市計画○○	
2. 都市計画広域調整に関する資料	
○○決定(変更)に伴う都市機能の適正立地評価書	
関係市町村範囲図	

(イ) 回答

○○番	号
令和 年 月 日	日
(立地市町村) ○○市(町) 都市計画主管課長 殿	鹿児島県土木部都市計画課長 印
○○都市計画○○の決定(変更)に伴う都市計画の広域調整について(回答)	
<p>令和 年 月 日付け第 号で協議のあった標記の件については、異存はありません。</p> <p>なお、この回答は、回答の後に行われる手続きによって都市計画の案が変更されることを妨げる趣旨でないことに留意してください。</p>	

(2) 関係市町村連絡会議

県は、立地市町村から対象となる都市計画の決定又は変更に関する事前協議を受けた場合は、関係市町村連絡協議会を開催（書面開催を含む）するなど、関係市町村から意見を聴取するものとする。なお、立地市町村は、必要な資料の提出や、当該会議における当該年計画の内容（大規模集客施設の立地評価を含む）についての説明など、関係市町村が意見を述べるために必要な情報提供に努めるものとする。

(ア) 関係市町村へ意見聴取

	○○第 令和 年 月 日	号 日
(関係市町村) ○○市(町) 都市計画主管課長 殿	鹿児島県土木部都市計画課長 印	
○○都市計画○○の決定(変更)に係る広域調整について(照会)		
(立地市町村) ○○市(町)において、○○都市計画○○の決定(変更)の手続が進められていますが、県では都市計画法第19条第5項の規定に基づき、広域的な見地から適切な判断を行うため、あらかじめ、貴市(町)の意見を下記により伺います。		
なお、回答につきましては、都市計画決定事務を円滑に処理するため文書にて行われるようお願いいたします。		

(イ) 回答

	○○番 令和 年 月 日	号 日
鹿児島県土木部都市計画課長 殿	○○市(町) 都市計画主管課長 印	
○○都市計画○○の決定(変更)に係る広域調整について(回答)		
令和 年 月 日付け第 号で照会のありました、○○都市計画○○の決定(変更)に伴う都市機能の立地評価に関しては、異存ありません。		

(3) 県の意見

県は、県の意見及び関係市町村の意見を取りまとめ、立地市町村へ通知する。

立地市町村は、当該通知があった場合は、意見について見解を作成するとともに、その結果を県に報告するものとする。

県は、立地市町村から見解の報告を受けその結果、立地市町村と関係市町村の意見が一致しない場合や、県と立地市町村の意見が異なる場合など、慎重を要する案件については、県都市計画審議会の意見を踏まえて立地市町村及び関係市町村に通知する。

〇〇第 号
令和 年 月 日

(立地市町村及び関係市町村)

〇〇市(町)都市計画主管課長 殿

鹿児島県土木部都市計画課長 印

〇〇都市計画〇〇の決定(変更)に係る広域調整について(通知)

標記について、都市計画法第19条第5項の規定に基づき、広域的な見地から調整を図るため、関係市の意見の照会を行い、県の意見を下記のとおりとしましたので通知します。

記

- 1 関係市の意見
異存なし
- 2 県の意見
異存なし

5 図書の構成

都市計画の図書は、都市計画法第14条の規定に基づく同法施行規則第9条に掲げる都市計画について定められている法定図書とそれ以外の図書である参考図書で、構成される。

番号	名 称	図書の別
0	都市計画決定(変更)の概要書	参考
1	計画書	法定
2	理由書	法定
3	総括図	法定
4	計画図	法定
5	参考図書	参考

※ 都市計画図書は、電子データでも提出してください。

参考図書一覧

参考図書として、通常、必要と考えられる図書について例示してあります。適宜、必要な図書を添付します。

(1) 用途地域

項目	参考図書	適用
1	変更対照表	変更の場合
2	策定の経緯の概要	
3	整備・開発及び保全の方針	
4	都市計画の履歴調書	
5	都市計画の現況写真	
6	関係機関との協議	
7	用途地域変更箇所別調書	変更の場合
8	用途地域決定基準	
9	不適格建築物調書	既存不適格となる建築物のある場合
10	新旧対照図	変更の場合
11	建物用途別現況図	
12	不適格建築物現況図	既存不適格となる建築物のある場合
13	建ぺい率現況図	
14	容積率現況図	
15	土地利用動態図	
16	敷地規模現況図	敷地規模の制限を定める場合

(2) 特別用途地区

項目	参考図書	適用
1	変更対照表	変更の場合
2	策定の経緯の概要	
3	整備・開発及び保全の方針	
4	都市計画の履歴調書	
5	都市計画の現況写真	
6	関係機関との協議	
7	特別用途地区条例(案)	
8	不適格建築物調書	既存不適格となる建築物のある場合
9	新旧対照図	変更の場合
10	建物用途別現況図	
11	不適格建築物現況図	既存不適格となる建築物のある場合
12	土地利用動態図	

(3) 特定用途制限地域

項目	参考図書	適用
1	変更対照表	変更の場合
2	策定の経緯の概要	
3	整備・開発及び保全の方針	
4	都市計画の履歴調書	
5	都市計画の現況写真	
6	関係機関との協議	
7	特定用途制限地域条例(案)	
8	不適格建築物調書	既存不適格となる建築物のある場合
9	新旧対照図	変更の場合
10	建物用途別現況図	
11	不適格建築物現況図	既存不適格となる建築物のある場合
12	土地利用動態図	

(4) 高度地区

項目	参考図書	適用
1	変更対照表	変更の場合
2	策定の経緯の概要	
3	整備・開発及び保全の方針	
4	都市計画の履歴調書	
5	都市計画の現況写真	
6	関係機関との協議	
7	不適格建築物調書	既存不適格となる建築物のある場合
8	新旧対照図	変更の場合
9	建物用途別現況図	
10	不適格建築物現況図	既存不適格となる建築物のある場合
11	土地利用動態図	

(5) 高度利用地区

項目	参考図書	適用
1	変更対照表	変更の場合
2	策定の経緯の概要	
3	整備・開発及び保全の方針	
4	都市計画の履歴調書	
5	都市計画の現況写真	
6	関係機関との協議	
7	新旧対照図	変更の場合
8	施設建築物計画概要書	
9	求積書及び求積図	
10	高度利用地区の制限内容	
11	交通処理計画	
12	施設建築物基本設計図	
13	交通動線図	
14	等時間日影図	
15	建物用途別・階層別・構造別現況図	
16	建物用年次別現況図(施行区域及びその周辺)	
17	権利関係現況図	
18	土地利用動態図	

各図書の作成要領は、「第13章市街地再開発事業の手続き」を参照

(6) 居住環境向上用途誘導地区

項目	参考図書	適用
1	変更対照表	変更の場合
2	策定の経緯の概要	
3	整備・開発及び保全の方針	
4	都市計画の履歴調書	
5	都市計画の現況写真	
6	関係機関との協議	
7	居住環境向上用途誘導地区条例(案)	
8	不適格建築物調書	既存不適格となる建築物のある場合
9	新旧対照図	変更の場合
10	建物用途別現況図	
11	不適格建築物現況図	既存不適格となる建築物のある場合
12	土地利用動態図	

(7) 防火地域及び準防火地域

項目	参考図書	適用
1	変更対照表	変更の場合
2	策定の経緯の概要	
3	整備・開発及び保全の方針	
4	都市計画の履歴調書	
5	都市計画の現況写真	
6	関係機関との協議	
7	不適格建築物調書	既存不適格となる建築物のある場合
8	新旧対照図	変更の場合
9	建物用途別現況図	
10	不適格建築物現況図	既存不適格となる建築物のある場合
11	土地利用動態図	

(8) 景観地域

項目	参考図書	適用
1	変更対照表	変更の場合
2	策定の経緯の概要	
3	整備・開発及び保全の方針	
4	都市計画の履歴調書	
5	都市計画の現況写真	
6	関係機関との協議	
7	景観条例(案)	
8	不適格建築物調書	既存不適格となる建築物のある場合
9	新旧対照図	変更の場合
10	建物用途別現況図	
11	不適格建築物現況図	既存不適格となる建築物のある場合
12	土地利用動態図	

(9) 風致地区

項目	用途地域	適用
1	変更対照表	変更の場合
2	策定の経緯の概要	
3	整備・開発及び保全の方針	
4	都市計画の履歴調書	
5	都市計画の現況写真	
6	関係機関との協議	
7	風致地区条例(案)	
8	不適格建築物調書	既存不適格となる建築物のある場合
9	新旧対照図	変更の場合
10	建物用途別現況図	
11	不適格建築物現況図	既存不適格となる建築物のある場合
12	土地利用動態図	

(10) 駐車場整備地区

項目	参考図書	適用
1	変更対照表	変更の場合
2	策定の経緯の概要	
3	整備・開発及び保全の方針	
4	都市計画の履歴調書	
5	都市計画の現況写真	
6	関係機関との協議	
7	駐車場整備地区概要表	
8	不適格建築物調書	既存不適格となる建築物のある場合
9	新旧対照図	変更の場合
10	建物用途別現況図	
11	不適格建築物現況図	既存不適格となる建築物のある場合
12	土地利用動態図	
13	地区面積算定表	

(11) 臨港地区

項目	参考図書	適用
1	変更対照表	変更の場合
2	策定の経緯の概要	
3	整備・開発及び保全の方針	
4	都市計画の履歴調書	
5	都市計画の現況写真	
6	関係機関との協議	
7	港湾管理者からの案の申し出	
8	分区における構造物の規制に関する条例(案)	
9	不適格建築物調書	既存不適格となる建築物のある場合
10	新旧対照図	変更の場合
11	建物用途別現況図	
12	不適格建築物現況図	既存不適格となる建築物のある場合
13	土地利用動態図	
14	地区面積算定表	

(12) 流通業務地区

項目	参考図書	適用
1	変更対照表	変更の場合
2	策定の経緯の概要	
3	整備・開発及び保全の方針	
4	都市計画の履歴調書	
5	都市計画の現況写真	
6	関係機関との協議	
7	不適格建築物調書	既存不適格となる建築物のある場合
8	新旧対照図	変更の場合
9	建物用途別現況図	
10	不適格建築物現況図	既存不適格となる建築物のある場合
11	土地利用動態図	
12	地区面積算定表	

(13) 伝統的建造物群保存地区

項目	参考図書	適用
1	変更対照表	変更の場合
2	策定の経緯の概要	
3	整備・開発及び保全の方針	
4	都市計画の履歴調書	
5	都市計画の現況写真	
6	関係機関との協議	
7	伝統的建造物群保存地区条例(案)	
8	不適格建築物調書	既存不適格となる建築物のある場合
9	新旧対照図	変更の場合
10	建物用途別現況図	
11	不適格建築物現況図	既存不適格となる建築物のある場合
12	土地利用動態図	
13	地区面積算定表	

(1) 計画書

① 用途地域

(書式例)

計 画 書

〇〇(準)都市計画用途地域の{決定} (〇〇市(町)決定)
変更

(準)都市計画用途地域を次のように{決定}する。
変更

種 類	面積	建 築 物 の 容 積 率	建 築 物 の 建 築 率	外 壁 の 後 退 距 離 の 限 度	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	建 築 物 の 高 さ の 限 度	そ の 他 及 び 備 考
第一種低層 住居専用地域	約 ha	5/10 以下 5/10 以下	3/10 以下 3/10 以下	— 1.0m	— —	10m 12m	
小 計	約 ha	20/10 以下 20/10 以下	6/10 以下 6/10 以下	1.5m 1.5m	200 m ² 200 m ²	10m 12m	%
第二種低層 住居専用地域	約 ha	5/10 以下 20/10 以下	3/10 以下 6/10 以下	— 1.5m	— 200 m ²	10m 12m	
小 計	約 ha						%
第一種中高層 住居専用地域	約 ha	10/10 以下 30/10 以下	3/10 以下 6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 ha						%
第二種中高層 住居専用地域	約 ha	10/10 以下 30/10 以下	3/10 以下 6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 ha						%
第一種種 住居地域	約 ha	20/10 以下 40/10 以下	—	—	—	—	
小 計	約 ha						%
第二種種 住居地域	約 ha	20/10 以下 40/10 以下	—	—	—	—	
小 計	約 ha						%
準住居地域	約 ha	20/10 以下 40/10 以下	—	—	—	—	
小 計	約 ha						%
田園住居地域	約 ha	5/10 以下 20/10 以下	3/10 以下 6/10 以下	— 1.5m	— 200 m ²	10m 12m	
小 計	約 ha						%
近隣商業地域	約 ha	20/10 以下 40/10 以下	—	—	—	—	
小 計	約 ha						%
商業地域	約 ha	20/10 以下 100/10 以下	—	—	—	—	
小 計	約 ha						%
準工業地域	約 ha	20/10 以下 40/10 以下	—	—	—	—	
小 計	約 ha						%
工業地域	約 ha	20/10 以下 40/10 以下	—	—	—	—	
小 計	約 ha						%
工業専用地域	約 ha	20/10 以下 40/10 以下	3/10 以下 6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 ha						%
合 計	約 ha						100%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」
理由

③ 特定用途制限地域

(書式例)

〇〇（準）都市計画特定用途制限地域の { 決定
変更 } (〇〇市(町)決定)

(準) 都市計画特定用途制限地域を次のように { 決定
変更 } する。

種 類	面 積	制限すべき特定の建築物等 の用途の概要	備 考
特定用途制限地域 ()	約 ha	高層住居誘導	
特定用途制限地域 ()	約 ha		
合 計	約 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」
理 由

注1) 規制内容の異なる区分があるときは、特別用途地区の例によることとします。

注2) 「面積」は、用途地域の例によることとします。

注3) 数市町を含む都市計画区域内における市町決定については、用途地域の例により処理することとします。

④ 高度地区

(書式例)

〇〇（準）都市計画高度地区の { 決定
変更 } (〇〇市(町)決定)

(準) 都市計画高度地区を次のように { 決定
変更 } する。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備 考
高度地区 ()	約 ha		
高度地区 ()	約 ha		
合 計	約 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」
理 由

注1) 規制内容の異なる区分があるときは、特別用途地区の例によることとします。

注2) 「面積」は、用途地域の例によることとします。

注3) 「建築物の高さの最高限度又は最低限度」欄には、制限内容を明確に記載することとします。

⑤ 高度利用地区

(書式例)

〇〇都市計画高度利用地区の { 決定 / 変更 } (〇〇市(町)決定)

都市計画高度利用地区を次のように { 決定 / 変更 } する。

種 類	面 積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備 考
高度利用地区 ()	約 ha	〇〇/10 以下	〇〇/10 以上	〇〇/10 以下	m ² 以上	
〃 ()	約 ha	〇〇/10 以下	〇〇/10 以上	〇〇/10 以下	m ² 以上	
合 計	約 ha					

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」
理 由

注1) 規制内容の異なる区分があるときは、特別用途地区の例によることとします。
注2) 「面積」は、小数点以下第1位まで記載することとします。

⑥ 居住環境向上用途誘導地区

(書式例)

〇〇都市計画居住環境向上用途誘導地区の { 決定 / 変更 } (〇〇市町決定)

都市計画居住環境向上用途誘導地区を次のように { 決定 / 変更 } する。

種 類	面 積	建築物等の誘導すべき用途	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	備 考
居住環境向上用途誘導地区 ()	約 ha						
居住環境向上用途誘導地区 ()	約 ha						
合 計	約 ha						

「位置及び区域は計画図表示のとおり」
理 由

⑦ 防火地域及び準防火地域

(書式例)

〇〇都市計画防火地域及び準防火地域の { 決定
変更 } (〇〇市(町)決定)

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように { 決定
変更 } する。

種 類	面 積	備 考
防 火 地 域	約 ha	
準 防 火 地 域	約 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」
理 由

注1) 「面積」は、用途地域の例によることとします。

注2) 変更の場合も、当該都市の防火地域又は準防火地域の全部を記載することとします。

注3) 防火地域又は準防火地域を単独で決定(変更)する場合は、必要のないものを削除することとします。

⑧ 景観地区

(書式例)

〇〇(準)都市計画景観地区の { 決定
変更 } (〇〇市(町)決定)

(準)都市計画〇〇景観地区を次のように { 決定
変更 } する。

名 称	位 置	面 積	建築物の 形態意匠 の制限	建築物の 高さの最高 限度又は 最低限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	備考
〇〇景観 地区	〇〇市〇〇 町〇丁目	約〇〇ha				

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」
理 由

注1) 「面積」は、用途地域の例によることとします。

注2) 「備考」欄には、景観地区の規制内容の概略を記載することが考えられます。

注3) 二以上の景観地区を一括して決定(変更)することもできます。この場合、特定街区の例を参考にすることとします。

⑨ 風致地区

(書式例)

〇〇(準)都市計画風致地区の { 決定 } 鹿児島県決定
 { 変更 } 〇〇市(町)決定)

(準)都市計画〇〇風致地区を次のように { 決定 }
 { 変更 } する。

名 称	面 積	備 考
〇〇風致地区	約 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」
 理 由

- 注1) 「面積」は、用途地域の例によることとします。
 注2) 「備考」欄には、風致地区の規制内容の概略を記載することが考えられます。
 注3) 二以上の風致地区を一括して決定(変更)することもできます。この場合、特定街区の例を参考にすることとします。

⑩ 駐車場整備地区

(書式例)

〇〇都市計画駐車場整備地区の { 決定 }
 { 変更 } (〇〇市(町)決定)

都市計画駐車場整備地区を次のように { 決定 }
 { 変更 } する。

面 積	備 考
約 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」
 理 由

- 注1) 「面積」は、用途地域の例によることとします。
 注2) 駐車場整備地区が数地域に分かれている場合は、それぞれの地域ごとの名称及び面積を「備考」欄に記載することが考えられます。

⑪ 臨港地区

(書式例)

〇〇都市計画臨港地区の { 決定 } (鹿児島県決定)
 { 変更 } (〇〇市町決定)

都市計画〇〇臨港地区を次のように { 決定 }
 { 変更 } する。

名 称	面 積	備 考
〇〇臨港地区	約 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」
 理 由

注1) 「面積」は、用途地域の例によることとします。

注2) 「備考」欄には、分区の名称、分区ごとの面積及び分区の規制内容の概略を記載することとします。

注3) 二以上の臨港地区を一括して決定(変更)することもできます。この場合、特定街区の例を参考にする事とします。

⑫ 流通業務地区

(書式例)

〇〇都市計画流通業務地区の { 決定 } (鹿児島県決定)
 { 変更 }

都市計画〇〇流通業務地区を次のように { 決定 }
 { 変更 } する。

名 称	面 積	備 考
〇〇流通業務地区	約 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」
 理 由

注1) 「面積」は、用途地域の例によることとします。

注2) 二以上の臨港地区を一括して決定(変更)することもできます。この場合、特定街区の例を参考にする事とします。

⑬ 伝統的建造物群保存地区

(書式例)

〇〇（準）都市計画伝統的建造物群保存地区の { 決定
変更 } (〇〇市町決定)

(準) 都市計画〇〇伝統的建造物群保存地区を次のように { 決定
変更 } する。

名 称	面 積	備 考
〇〇伝統的建造物群保存地区	約 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」
理 由

注1) 「面積」は、小数点以下第1位まで記載することとします。

注2) 「備考」欄に、規制内容及び保存のため必要な措置の概略を記載することとします。

注3) 二以上の伝統的建造物群保存地区を一括して決定(変更)することもできます。この場合、特定街区の例を参考にすることとします。

⑭ 廃止の場合(全ての地域・地区)

(書式例)

〇〇（準）都市計画□□地域・地区の廃止 (鹿児島県決定
〇〇市町決定)

(準) 都市計画□□地域・地区を廃止する。

(名称のある場合)

(都市計画△△□□地域・地区を廃止する。)

「位置及び区域は計画図表示のとおり」
理 由



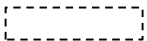




















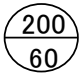
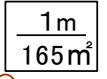







(2) 理由書

都市計画法第17条第1項では、都市計画の案の公衆への縦覧の際に、都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添付することとされているが、これは都市計画決定権者としての説明責任を明確にするとともに、都市計画について住民との合意形成の円滑化を図ることを目的としたものである。

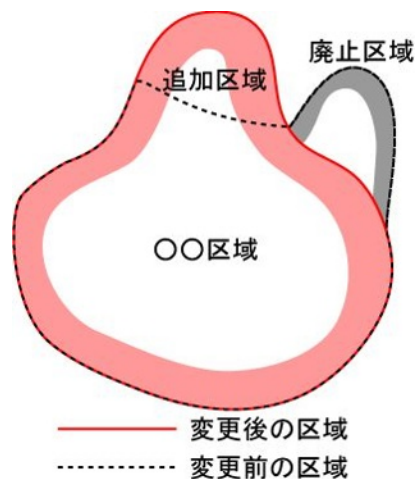
したがって、理由書において、都市計画が決定又は変更される理由を、住民が十分に理解できるようにすることが必要であり、都市施設等の具体の配置の理由等について、これらの都市計画が即地的に決定され、土地利用制限を課するものであることに鑑み、当該都市計画の必要性、位置、区域、規模等の妥当性についてできるだけわかりやすく説明するべきである。

(3) 総括図

- ① 計画決定している地域・地区及び都市施設は原則として、すべて一葉の図面に記載します。
- ② 図面縮尺は 1/25,000 以上の地形図とします。
- ③ 都市施設については名称、規模を記載します。
- ④ 図面については○葉○号を記載します。

都市計画区域	-----	流通業務地区	
市町村界	- · - · - ·	駐車場整備地区	
国道	—————	高度地区	
主要地方道	—————	高度利用地区 市街地再開発事業	
一般地方道	—————	地区計画	
市街化区域		公園 都市計画公園	
第1種低層住居専用地域		都市施設	
第2種低層住居専用地域		都市計画道路	
第1種中高層住居専用地域		都市下水路	
第2種中高層住居専用地域		都市高速道路	
第1種住居地域			
第2種住居地域			
準住居地域			
田園住居地域			
近隣商業地域			
商業地域			
準工業地域			
工業地域			
工業専用地域			
上段容積率・下段建ぺい率			
外壁の後退距離の最低限度 最低敷地規模			
土地区画整理			
土地区画整理整備済み			
防火地域			
準防火地域			
風致地区			
緑地保全地区			
臨港地区			

変更の場合は変更後の計画線を赤の実線で、変更前の線を黒の破線で記載します。

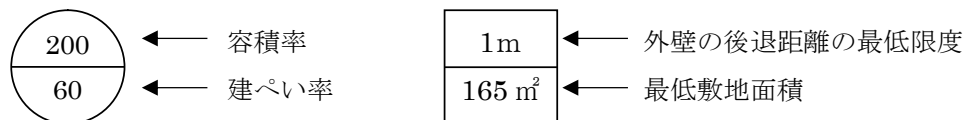


(4) 計画図

- ① 図面の縮尺は 1/2,500 以上の平面図とします。
- ② 区域の表示は、赤色 (0.4mm) によりふちどりをします。
- ③ 用途地域は次の色別で薄く着色し表示するものとします。(総括図凡例参照)

第1種低層住居専用地域	緑色
第2種低層住居専用地域	薄緑色
第1種中高層住居専用地域	黄緑色
第2種中高層住居専用地域	薄黄緑色
第1種住居地域	黄色
第2種住居地域	薄橙色
準住居地域	橙色
田園住居地域	薄茶色
近隣商業地域	桃色
商業地域	赤色
準工業地域	紫色
工業地域	水色
工業専用地域	青色

- ④ 形態に関する規制は直径 1.5cm の円内上段に容積に関する規制内容を、下段に建ぺい率に関する規制内容を表示します。外壁の後退距離の最低限度や最低敷地面積が定められている場合は次のように表示します。
- また、同一用途地域内にあつて規制内容が異なる場合は、規制内容が同一の区域を黒の点線で囲みます。

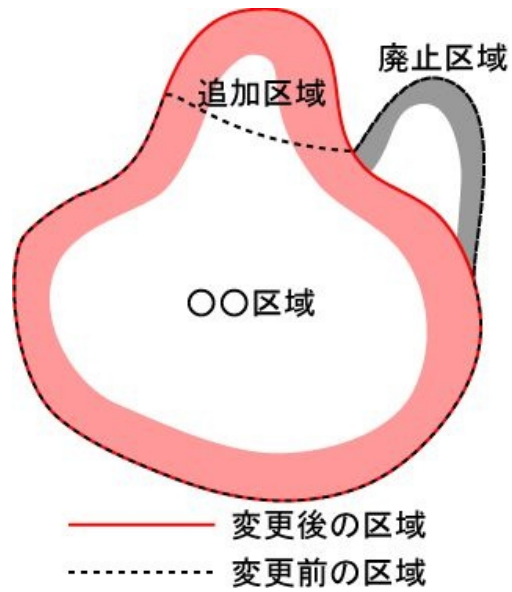


- ⑤ 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域に定める外壁の後退距離 1m の区域は赤の点線で、1.5mの区域は赤の実線で区域を表示します。
- ⑥ 大字界及び小字界とその名称を赤色で記載します。

字には、ふりがなも記載します。

大字界	太い2点鎖線	_____
小字界	細い1点鎖線	_____

- ⑦ 変更の場合は変更後の計画線を赤の実線で、変更前の線を黒の破線で記載します。



(4) 参考図書

① 変更対照表(用途地域)

(書式例)

変更対照表

種 類	容積率 (以下)	建ぺい率 (以下)	面 積			外壁後退距離		敷地規模 最低限度		建築物の 高さの限度	
			変更前 (ha)	変更後 (ha)	差 (㎡)	変更前 (m)	変更後 (m)	変更前 (㎡)	変更後 (㎡)	変更前 (m)	変更後 (m)
第一種低層 住居専用地域											
	(小計)					—	—	—	—	—	—
第二種低層 住居専用地域											
	(小計)					—	—	—	—	—	—
第一種中高層 住居専用地域					—	—	—	—	—	—	—
	(小計)					—	—	—	—	—	—
第二種中高層 住居専用地域					—	—	—	—	—	—	—
	(小計)					—	—	—	—	—	—
第一種 住居地域					—	—	—	—	—	—	—
	(小計)					—	—	—	—	—	—
第二種 住居地域					—	—	—	—	—	—	—
	(小計)					—	—	—	—	—	—
準住居地域					—	—	—	—	—	—	—
	(小計)					—	—	—	—	—	—
田園住居地域					—	—	—	—	—	—	—
	(小計)					—	—	—	—	—	—
近隣商業地域					—	—	—	—	—	—	—
	(小計)					—	—	—	—	—	—
商業地域					—	—	—	—	—	—	—
	(小計)					—	—	—	—	—	—
準工業地域					—	—	—	—	—	—	—
	(小計)					—	—	—	—	—	—
工業地域					—	—	—	—	—	—	—
	(小計)					—	—	—	—	—	—
工業専用地域					—	—	—	—	—	—	—
	(小計)					—	—	—	—	—	—
合 計					—	—	—	—	—	—	—

注1) 規制内容の異なる区分については、それぞれの区分ごとに別行とします。

注2) 「面積」はha単位で記載することとし、10ha未満のものにあつては、小数点以下第一位まで記載します。

② 変更対照表(その他)

(書式例)

変更対照表

区分	名称	面積	備考
前			
後			

③ 策定の経緯の概要

(書式例)

都市計画の策定の経緯の概要

1. 関係機関との協議

市(町)〇〇課	令和	年	月	日
市(町)△△課	令和	年	月	日
県 〇〇地域振興局	令和	年	月	日
県 都市計画課	令和	年	月	日
県 道路建設課	令和	年	月	日
県 道路維持課	令和	年	月	日

2. 説明会等の開催

日 時	令和	年	月	日
場 所				
出席者	約		名	

3. 案の公告及び縦覧等

案の公告	令和	年	月	日
縦覧期間	自 令和	年	月	日
	至 令和	年	月	日
縦覧場所	県都市計画課、〇〇地域振興局(又は支庁)建設部 〇〇市(町)建設課			
意見書の提出				
意見書の要旨				

4. 〇〇市(町)都市計画審議会への付議

開催年月日	令和	年	月	日
答申年月日	令和	年	月	日
答申の内容				

5. 〇〇市町の意見(県決定のみ記載)

令和 年 月 日付で、異議のない旨の回答を得ている。

6. 鹿児島県都市計画審議会(県決定のみ記載)

開催年月日	令和	年	月	日
答申年月日	令和	年	月	日
答申の内容				

④ 整備・開発及び保全の方針

(書式例)

〇〇都市計画 都市計画区域の整備，開発 及び保全の方針

令和〇年
鹿児島県

《 目 次 》

1. 都市計画の目標
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の決定の方針
3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

① 主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

..... J R〇〇駅及びJ R〇〇駅周辺の幹線道路沿道，各住宅団地のセンター街区は，地域に身近な近隣商業業務地として小売商業やサービス施設等の生活支援施設の集積を進める。

..... 中心商業業務地，近隣商業業務地と共に広域都市軸を構成する国道〇号及び旧国道〇号沿道のその他の地区は，沿道複合産業地として計画的な土地利用の誘導，整序を目指す。

注1) 都市計画決定された区域マスタープランの計画書を添付し，該当する部分を赤のアンダーラインで示すこととします。

注2) 区域マスタープランの計画書付図を添付します。

注3) 区域マスタープランの変更の場合は，旧区域マスタープランを添付します。

⑤ 都市計画の履歴調書

(書式例)

都市計画の履歴調書

都市計画の種類 及び名称	種類 ○○都市計画○○ 名称 ○○○○○	
市 町 村 名	○○市・町・村	
告 示 年 月 日	面積	変 更 の 内 容
年 月 日 (当初)		○○○○を図るため、○○○を決定
年 月 日		○○○○を図るため、○○○を○○○へ変更
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日 (最終)		

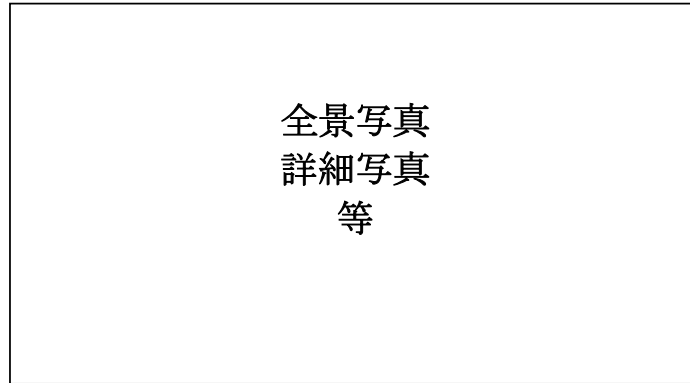
注) 「内容」の欄には、作成例を参考のうえ、簡潔に記述します。

⑥ 都市計画の現況写真

(書式例)

都市計画の現況写真

都市計画の 種類及び名称	種類 ○○都市計画○○ 名称 ○○○○○
市町村名	○○市・町・村



- ※当該都市計画の概況が分かる現況写真を数枚添付します。
- ※現況写真は、区域境界線の地形地物等には、境界線と○○界等を記入して下さい。
- ※役所、駅等の現況写真も含めて下さい。

⑦ 関係機関との協議

(書式例)

関係機関との協議

関係機関	時 期	備 考
〇〇課	令和 年 月 日	
〇〇課	令和 年 月 日	

注) 備考欄には, 協議を行った項目を示します。

(関係機関の例)

都市計画課	都市計画全般
道路建設課	県管理国道, 県道等に関する調整
道路維持課	県管理国道, 県道, 市町村道に関する調整
河川課	県管理河川の渡河, 管理等に関する調整
砂防課	砂防指定地, 急傾斜地崩壊危険区域等に関する調整
建築課	用途, 地区計画, その他の処理施設, 開発に関する調整
港湾空港課	臨港地区等に関する調整
環境林務課	各種整備事業, 環境影響評価準備書に関する調整
自然保護課	自然公園区域等に関する調整
森づくり推進課	保安林, 森林開発許可等に関する調整
農村振興課	農用地区域等に関する調整

等

※ 案件によって協議が必要な関係各課と協議します。この他にも, 必要な関係課と協議を行い記載する。

※ 国道事務所, 河川事務所, 県警, 振興局(支庁), 市町村関係課等必要な関係機関と協議を行い記載する。

⑧ 用途地域変更箇所別調書(用途変更)

(書式例)

用途地域変更箇所別調書

市町名

番号	位置又は地区名	変更前		変更後		面積 [約 ha]	変更理由	備考
		用途地域	容積率 建ぺい率	用途地域	容積率 建ぺい率			
		第一種 低層住居 専用地域	$\frac{80}{50}$	第二種 低層住居 専用地域	$\frac{100}{60}$			
		住居地域	$\frac{200}{60}$	準住居 地 域	$\frac{200}{60}$			
		近隣商業 地 域	$\frac{300}{80}$	商業地域	$\frac{400}{80}$			

注1) 「位置又は地区」の欄には、字名、町丁目の名称まで記載します。

注2) 「変更理由」の欄には、市町が作成した「市町村の都市計画に関する基本的な方針」等に基づいて分類し、例えば、

- 中心市街地における土地の高度利用（商業業務機能の活性化）
- 幹線道路沿道における土地利用の活性化
- 指定区域境界の明確化

等の簡潔な項目を記述するとともに、変更しようとする具体的な理由を記載します。

注3) 追加指定する地域については、変更後の用途地域の後に（追加）と記載します。

注4) 「備考」欄には、地区計画、建築協定等を記載するほか、特別用途地区等その他の地域地区についても記載します。

⑨ 用途地域決定基準(用途変更)

用途地域決定の基準については、都市計画運用指針を基本に、各市町の実状に応じた決定基準を作成して定めることとします。

(書式例)

用途地域決定基準

用途地域	決定基準	地区基準		建ぺ率 (%)	容積率 (%)	備考
		区分	条件			
商業地域	(例) 1 都心もしくは副都心の中心商業地又は中小都市の中心商業地。	(例) 既成市街地	(例) 1 商業業務地でデパート、専門店等が集中立地する専門度の高い商業地。			〇〇町の一部 大字〇〇字〇〇の一部
	2 地域の核として店舗、事務所、娯楽施設等の集積を図る主要な鉄道駅周辺又はニュータウンのセンター地区。		2 近隣商業地域で許容されないサービス施設等(娯楽・飲食店等)がある程度集中立地している地区。			
	3 郊外において大規模店舗等の立地を図る拠点的な地区。		3 地域の中心をなす幹線道路沿いで、中心商業地として専門店等の立地を図ることが望ましい地区。			

注) 備考欄には、指定する町丁目を記載します。

⑩ 不適格建築物調書

(書式例)

不適格建築物調書

地区名	対照 番号	建築物 種別	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	適格の 用途地域	計画の 用途地域	備 考

注1) 「対照番号」の欄には、「不適格建築物分布図」に対応する番号を記載します。

注2) 「建築物種別」の欄には、建物用途別現況調査で区分した種別を記載します。

注3) 「備考」の欄には、不適格の理由、建築物の名称（所有者等）を記載します。

不適格の理由の例：容積率オーバー，建ぺい率オーバー，原動機規模オーバー，用途不適格 等

⑪ 新旧対照図

- 縮尺：1/5,000～1/20,000(当該市町村の用途地域図)
- 変更する場合のみ作成します。
- 新旧の計画図を左右に並べるなどして、比較対照できるように作成します。

⑫ 建物用途別現況図

- 縮尺：1/2,500
- 本図面は、「鹿児島県都市計画基礎調査実施要綱」の建物用途別現況調査に従って作成します。

⑬ 不適格建築物現況図

- 縮尺：1/2,500 以上
- 用途地域を定めた結果、既存不適格となる建築物について、図面に建物用途別現況図と同じ分類により着色します。なお、不適格建築物調書に対応する番号を付します。また、図面には各用途地域の境界線(—:赤の実線)及び、同一用途地域で規制の異なる境界線(—・—:赤の破線)を記載します。

⑭ 建ぺい率現況図 (用途地域)

- 縮尺：1/10,000
- 本図面は、「鹿児島県都市計画基礎調査実施要綱」の建物利用現況調査を基に作成します。

⑮ 容積率現況図 (用途地域)

- 縮尺：1/10,000
- 本図面は、「鹿児島県都市計画基礎調査実施要綱」の建物利用現況調査を基に作成します。

⑯ 土地利用動態図

- 縮尺：1/10,000
- 本図面は、「鹿児島県都市計画基礎調査実施要綱」の建物新築状況調査に基づき作成します。

⑰ 敷地規模現況図 (用途地域)

- 本図面は、都市計画において低層住居専用地域等、敷地規模の制限を定める場合のみ作成します。
- 縮尺：1/10,000
- 本図面は、「鹿児島県都市計画基礎調査実施要綱」の建物利用現況調査を基に作成します。

建物敷地の規模	表示	建物敷地の規模	表示
100 m ² 未満	赤	200 m ² 以上～250 m ² 未満	黄緑
100 m ² 以上～150 m ² 未満	橙	250 m ² 以上～300 m ² 未満	緑
150 m ² 以上～200 m ² 未満	黄	300 m ² 以上～	青